高等教育の修学支援新制度申請手続　年間スケジュール（新規・継続）

・日本学生支援機構給付奨学金、授業料免除の**両方について申請（継続申請）手続が必要**です。いずれかの手続きがなされなかった場合、**給付奨学金の支援も授業料免除も受けられません。**
・各手続時期はあくまで「**予定**」です。具体的な手続時期は必ず学生情報ポータルで最新の情報をご確認ください。
・家計急変者の申請スケジュールは下記と異なりますので、個別にお問合せください。

…学生が行うべき申請（継続申請）手続

		日本学生支援機構給付奨学金の申請手続		授業料免除の申請手続（新規・継続共通）
		新規申請の手続	継続申請の手続（年2回の在籍報告と年1回の継続願の提出が必要）	
4月	上旬			
	中旬	新規申請受付（在学採用・春）	在籍報告（4月）（※春採用初年度は手続不要）	
	下旬			
5月	上旬			
	中旬			
	下旬			
6月	上旬			
	中旬			
	下旬			
7月	上旬			
	中旬			
	下旬			免除結果通知（前学期分）
8月	上旬			
	中旬			
	下旬			
9月	上旬			授業料免除申請（後学期分）
	中旬			
	下旬			
10月	上旬		★適格認定（家計）	
	中旬	新規申請受付（在学採用・秋）	在籍報告（10月）（※秋採用初年度は手続不要）	
	下旬			
11月	上旬			
	中旬			
	下旬			
12月	上旬			
	中旬		継続願提出	
	下旬			免除結果通知（後学期分）
1月	上旬			
	中旬			
	下旬			
2月	上旬			
	中旬			
	下旬			
3月	上旬			授業料免除申請（前学期分）
	中旬			
	下旬		★適格認定（学業）	

★適格認定

「適格認定（家計）」とは、日本学生支援機構がマイナンバーから得られる収入情報により、支援区分の見直しを行うものです。
見直し後の支援区分は、10月より1年間適用されます。

「適格認定（学業）」とは、大学が学年末の学業成績により次年度以降の支援継続の可否審査を行うものです。
審査の結果、支援継続不可（廃止）となった場合、次年度以降の給付奨学金の支給及び授業料減免は行われません。